平成27年度

島本町公立学校給食会
学校給食用物資納入業者登録の追加申請受付

平成27年度学校給食用物資納入業者の追加登録申請を受け付けます。次の要項を確認のうえ期間内に必要書類を提出してください。

◉資　格
①学校給食用物資の納入業者として、適切な品質管理、衛生管理、従業員への教育を行っている者であること
②納入物資に不備がある場合には、返品交換などを速やかに対応できる者であること
③従業員の腸内細菌検査（検査項目に赤痢菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌群を含む検便）を毎月１回以上実施している者であること
④経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと
⑤暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

◉提出書類
Ａ４版フラットファイル（表紙、背表紙に商号などを必ず記入）に次の書類を綴じて提出してください。
①指定の登録申請書
②指定の調査票（各学校へ納入する際の物資の納入方法と時間など）
③営業所並びに工場の施設、設備の平面図
④納入品目別の見積書
⑤管轄保健所の衛生監視票の写し（過去１年以内のもの）
⑥１月の従業員の腸内細菌検査（検査項目に赤痢菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌群を含む検便）結果の写し

◉申請書など配布期間＝１月15日㈭～30日㈮
◉申請受付＝１月15日㈭～30日㈮　※土・日曜日は除く
◉申請書など配布・提出場所＝役場１階教育総務課
※申請書などは町のホームページからもダウンロードできます
◉資格審査結果の通知＝登録決定者は３月上旬に通知書を送付します
※業者登録の有効期限は平成27年４月１日～平成28年３月31日とします。くわしくは、教育総務課へお問い合わせください

❑問合せ＝教育総務課（☎962-0390・FAX962-0611）

～あなたも里親になりませんか～

さまざまな事情により家庭を離れて生活しなければならない子どもたちを自分の家庭で理解をもって育ててくださる方を里親といいます。
里親に関する相談会、講演会を開催しますので、ぜひご参加ください。

講演会

里親の子育て　里子の親育て　～あなたも里親になりませんか～

◉日　時＝２月15日㈰　午後１時30分～４時　※受付は午後１時から
◉場　所＝ふれあいセンター３階　第４学習室　◉参加費＝無料
◉内　容＝里親による養育体験発表など
◉定　員＝100人　※保育は10人まで可能（要予約）

❑問合せ＝大阪府吹田子ども家庭センター（☎06-6389-3526・FAX06-6369-1736）
＜主　催＞大阪里親連合会三島支部「愛＆夢（アトム）」、大阪府吹田子ども家庭センター
＜共　催＞大阪府里親支援機関　社団法人家庭養護促進協会
＜後　援＞管内市町児童福祉担当課

学童保育指導員（非常勤嘱託員）登録の募集

平成27年度の学童保育指導員（非常勤嘱託員）の登録希望者の募集を行います。

◉任用期間＝平成27年４月１日～平成28年３月31日（登録有効期間）
◉勤務時間＝月曜日～土曜日の午前８時～午後７時の間で、実働４時間30分～８時間　※始業時間は学校の授業時間によって異なります
◉必要資格＝教員免許、保育士資格など
◉基本報酬＝月額15万円（社会保険加入）
◉応募方法＝履歴書（写真貼付）と資格証明書の写しを子育て支援課（役場１階）に直接お持ちいただくか郵送してください
※応募は随時受け付けますが、４月からの任用分の受付は１月29日㈭【必着】までとします
◉採用方法＝書類選考、面接

❑問合せ＝〒618-8570（住所記載不要）島本町役場　子育て支援課（☎962-7461・FAX962-0611）

救急安心センターおおさか

救急車を呼ぶか迷ったら

この事業は、みなさんが救急車を呼んだほうがいいのかどうか迷う場合に、医師の支援体制のもと看護師・相談員が的確に助言を行い、また、緊急に対応する必要があれば、救急車を出動させるなど、消防と医療の連携による緊急医療相談サービスです。
くわしくは町のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

※緊急時には迷わず119番を！！

＃7119　固定電話（プッシュ回線）や携帯電話

06-6582-7119　ＩＰ・固定電話（ダイヤル回線）など

※365日、24時間対応しています
通話料は有料ですが、相談料は無料です

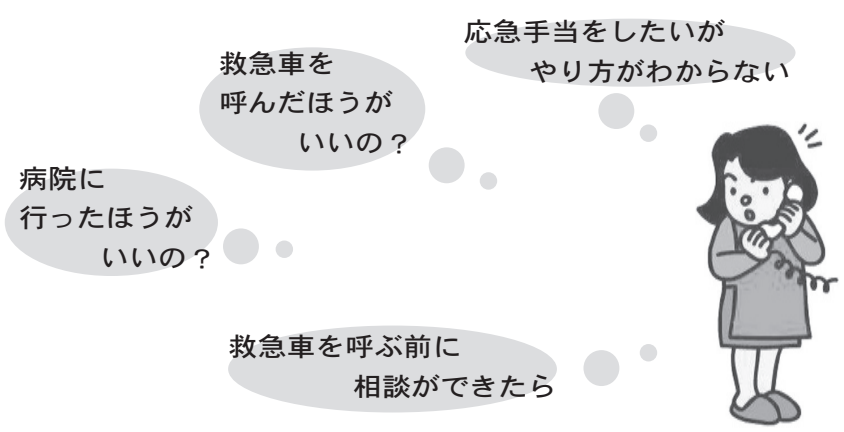

❑問合せ＝消防署警備課（☎962-1199・FAX962-0119）

ＡＥＤの適切な管理をお願いします

～ＡＥＤ設置管理されている施設の方へ～

ＡＥＤの普及に伴い、緊急性を有する傷病者に対し、住民のみなさんがＡＥＤを使った救命処置にあたる機会が増えてきています。
しかし、救命現場において電極パッドの使用期限切れなどにより、ＡＥＤを使用できなかった事例も報告されています。このようなことが起らないよう定期的に保守点検を実施しましょう。

保守点検の方法

▶毎日点検
インジケータ（ＡＥＤが正常かどうかを示すランプや画面）により使用可能な状態にあることを確認してください（くわしくは取扱説明書をご覧ください）。

▶毎月点検
ＡＥＤ本体の外観点検と消耗品（電極パッドやバッテリ）の破損の有無と使用期限を確認してください。
ＬＯＷＢＡＴＴＥＲＹ（バッテリ低下）またはＲＥＰＬＡＣＥＢＡＴＴＥＲＹ（バッテリ交換）というメッセージが表示された場合、バッテリを交換してください。使用期限は電極パッドが１年６か月～２年、バッテリが４年～５年程度が使用期限となっています。

▶使用期限の明示
使用期限はわかりやすい場所にシールなどで貼ってください。

❑問合せ＝消防署警備課（☎962-1199・FAX962-0119）

毎月９日に普通救命講習を開催。ＡＥＤの使い方や止血法などを覚えましょう。くわしくは、消防署警備課（☎962-1299・FAX962-0119）まで。